

議第61号

京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

京都市水道事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市水道事業条例の一部を改正する条例

京都市水道事業条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「給水装置に」を「前2項の規定により」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 共同住宅において、当該共同住宅の各住宅に居住する者が第3条第1項の規定による承認を受け、給水を受けようとするときは、使用者は、管理者が定めるところにより、管理者から水道メーターの貸与を受けることができる。この場合において、使用者は、当該水道メーターを管理者が指定した場所に設置するものとする。

第15条の2第2項中「870円」を「920円」に改める。

第15条の3第2項中「150円」を「165円」に改め、同条を第15条の4とする。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(共同住宅における管理者が貸与した水道メーター及び専用装置に係る1月の料金の額)

第15条の3 第9条第2項の規定により管理者が貸与した水道メーターを利用する共同住宅における当該水道メーターに係る1月の料金の額については、第15条第1項の規定を準用する。

2 前2条の規定にかかわらず、前項の共同住宅における専用装置に係る1月の料金の額については、当該専用装置の使用水量から次に掲げる水量の

いずれか大きい水量を控除して得た水量について、管理者が定めるところにより計算して得た額とする。

- (1) 当該共同住宅において水の供給を受けている使用者に係る前項の水道メーターに係る使用水量を合計した水量
- (2) 当該共同住宅において水の供給を受けている使用者に係る前項の水道メーターに係る別表第1に規定する基本水量を合計した水量

第18条第2項前段中「第15条の3」を「第15条の4」に改め、同項後段中「870円」を「920円」に、「1,740円」を「1,840円」に、「第15条の3第2項」を「第15条の3第2項中「別表第1」とあるのは「別表第5」と、第15条の4第2項に、「150円」を「165円」に、「300円」を「330円」に改める。

第19条及び第20条中「第15条の3」を「第15条の4」に改める。

第24条前段中「335円」を「326円」に改める。

第28条に次の2項を加える。

- 2 管理者は、使用者が口座振替の方法により料金を納入するときは、当該料金から1月当たり20円に100分の105を乗じて得た額を減額する。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用者の責めに帰すべき事由により、管理者が定める納入期限までに料金が納入されなかったときは、この限りでない。  
別表第1から別表第8までを次のように改める。

別表第1 (第15条及び第15条の3関係)

給水管の呼び径	基本水量	基本料金
20ミリメートル以下	5立方メートル	920 <sup>円</sup>
25ミリメートル	10立方メートル	1,900
40ミリメートル	10立方メートル	2,780
50ミリメートル	50立方メートル	18,300
75ミリメートル	100立方メートル	35,910
100ミリメートル	250立方メートル	71,600

150 ミリメートル	500 立方メートル	134,260
200 ミリメートル	1,000 立方メートル	281,520

## 別表第2 (第15条関係)

給水管の呼び径	使用水量	従量料金 (1立方メートルにつき)
20ミリメートル以下	5立方メートルを超え, 10立方メートルまでの部分	円 10
	10立方メートルを超え, 20立方メートルまでの部分	177
	20立方メートルを超え, 30立方メートルまでの部分	180
	30立方メートルを超え, 100立方メートルまでの部分	208
	100立方メートルを超え, 200立方メートルまでの部分	226
	200立方メートルを超え, 500立方メートルまでの部分	243
	500立方メートルを超え, 5,000立方メートルまでの部分	284
	5,000立方メートルを超える部分	326
25ミリメートル及び40ミリメートル	10立方メートルを超え, 20立方メートルまでの部分	177
	20立方メートルを超え, 30立方メートルまでの部分	180
	30立方メートルを超え, 100立方メートルまでの部分	208
	100立方メートルを超え, 200立方メートルまでの部分	226

		200立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	243
		500立方メートルを超え、5,000立方メートルまでの部分	284
		5,000立方メートルを超える部分	326
50ミリメートル		50立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分	208
		100立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	226
		200立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	243
		500立方メートルを超え、5,000立方メートルまでの部分	284
		5,000立方メートルを超える部分	326
75ミリメートル		100立方メートルを超え、200立方メートルまでの部分	226
		200立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	243
		500立方メートルを超え、5,000立方メートルまでの部分	284
		5,000立方メートルを超える部分	326
100ミリメートル		250立方メートルを超え、500立方メートルまでの部分	243
		500立方メートルを超え、5,000立方メートルまでの部分	284
		5,000立方メートルを超える部分	326
150ミリメートル		500立方メートルを超え、5,000立方メートルまでの部分	284
		5,000立方メートルを超える部分	326

200 ミリメートル	1,000立方メートルを超え, 5,000立方メートルまでの部分	284
	5,000 立 方 メ ー ト ル を 超 え る 部 分	326
公衆浴場業（特殊な営業を行う公衆浴場業を除く。）において使用する場合の使用水量で100立方メートル（給水管の呼び径が100ミリメートル, 150ミリメートル又は200ミリメートルの場合にあっては, 別表第1に規定する当該給水管の呼び径ごとの基本水量）を超える部分		39

別表第3（第15条の2関係）

使 用 水 量	従量料金（1立方メートルにつき）
5立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え, 10立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	円 10
10立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え, 20立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	177
20立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え, 30立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	180
30立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え, 100立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	208
100立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え, 200立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	226
200立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え, 500立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	243
500立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え, 5,000立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	284
5,000立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超える部分	326

別表第4（第15条の4関係）

使 用 水 量	従量料金（1立方メートルにつき）
8立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超え, 30立方メートルに使用者数を乗じて得た水量までの部分	円 24

30立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超え、100立方メートルに使用者数を乗じて得た水量までの部分	208
100立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量までの部分	226
200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超え、500立方メートルに使用者数を乗じて得た水量までの部分	243
500立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超える部分	284

別表第5 (第18条関係)

給水管の呼び径	基本水量	基本料金
20ミリメートル以下	10立方メートル	1,840 <sup>円</sup>
25ミリメートル	20立方メートル	3,800
40ミリメートル	20立方メートル	5,560
50ミリメートル	100立方メートル	36,600
75ミリメートル	200立方メートル	71,820
100ミリメートル	500立方メートル	143,200
150ミリメートル	1,000立方メートル	268,520
200ミリメートル	2,000立方メートル	563,040

別表第6 (第18条関係)

給水管の呼び径	使用水量	従量料金 (1立方メートルにつき)
	10立方メートルを超え、20立方メートルまでの部分	10 <sup>円</sup>
	20立方メートルを超え、40立方メートルまでの部分	177
	40立方メートルを超え、60立方メートルまでの部分	180

20ミリメートル以下	60立方メートルを超え，200立方メートルまでの部分	208
	200立方メートルを超え，400立方メートルまでの部分	226
	400立方メートルを超え，1,000立方メートルまでの部分	243
	1,000立方メートルを超え，10,000立方メートルまでの部分	284
	10,000立方メートルを超える部分	326
25ミリメートル及び40ミリメートル	20立方メートルを超え，40立方メートルまでの部分	177
	40立方メートルを超え，60立方メートルまでの部分	180
	60立方メートルを超え，200立方メートルまでの部分	208
	200立方メートルを超え，400立方メートルまでの部分	226
	400立方メートルを超え，1,000立方メートルまでの部分	243
	1,000立方メートルを超え，10,000立方メートルまでの部分	284
50ミリメートル	100立方メートルを超え，200立方メートルまでの部分	208
	200立方メートルを超え，400立方メートルまでの部分	226
	400立方メートルを超え，1,000立方メートルまでの部分	243
	1,000立方メートルを超え，10,000立方メートルまでの部分	284

	10,000 立 方 メ ー ト ル を 超 え る 部 分	326
75ミリメートル	200立方メートルを超え, 400立方メートルまでの部分	226
	400立方メートルを超え, 1,000立方メートルまでの部分	243
	1,000立方メートルを超え, 10,000立方メートルまでの部分	284
	10,000 立 方 メ ー ト ル を 超 え る 部 分	326
100ミリメートル	500立方メートルを超え, 1,000立方メートルまでの部分	243
	1,000立方メートルを超え, 10,000立方メートルまでの部分	284
	10,000 立 方 メ ー ト ル を 超 え る 部 分	326
150ミリメートル	1,000立方メートルを超え, 10,000立方メートルまでの部分	284
	10,000 立 方 メ ー ト ル を 超 え る 部 分	326
200ミリメートル	2,000立方メートルを超え, 10,000立方メートルまでの部分	284
	10,000 立 方 メ ー ト ル を 超 え る 部 分	326
公衆浴場業 (特殊な営業を行う公衆浴場業を除く。)において使用する場合の使用水量で200立方メートル (給水管の呼び径が100ミリメートル, 150ミリメートル又は200ミリメートルの場合にあっては, 別表第5に規定する当該給水管の呼び径ごとの基本水量) を超える部分		39

別表第7 (第18条関係)

使 用 水 量	従量料金 (1立方メートルにつき)
10立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え, 20立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	円 10



20立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、40立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	177
40立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、60立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	180
60立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、200立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	208
200立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、400立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	226
400立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、1,000立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	243
1,000立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超え、10,000立方メートルに戸数を乗じて得た水量までの部分	284
10,000立方メートルに戸数を乗じて得た水量を超える部分	326

## 別表第8 (第18条関係)

使 用 水 量	従量料金 (1立方メートルにつき)
16立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超え、60立方メートルに使用者数を乗じて得た水量までの部分	円 24
60立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超え、200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量までの部分	208
200立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超え、400立方メートルに使用者数を乗じて得た水量までの部分	226
400立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超え、1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量までの部分	243
1,000立方メートルに使用者数を乗じて得た水量を超える部分	284

## 附 則

## (施行期日)

- この条例は、平成25年8月1日から施行する。ただし、第9条の改正規

定、第15条の2の次に1条を加える改正規定、第15条の3第2項の改正規定（同条を第15条の4とする部分に限る。）、第18条第2項前段の改正規定、同項後段の改正規定（「第15条の3第2項」を「第15条の3第2項中「別表第1」とあるのは「別表第5」と、第15条の4第2項」に改める部分に限る。）並びに第19条及び第20条の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市水道事業条例（以下「改正後の条例」という。）第15条の2第2項、第15条の4第2項、第18条第2項、第24条、第28条第2項及び第3項並びに別表第1から別表第8までの規定は、平成25年10月1日以後に決定する使用水量に係る料金について適用し、同日前に決定する使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

(暫定基本水量)

3 この条例の施行の日から平成25年9月30日までに決定する使用水量に係る共同住宅における専用装置に係る1月の料金の額における基本水量に関する改正後の条例第15条の3第2項（改正後の条例第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「に係る別表第1に規定する基本水量を合計した水量」とあるのは、「の数に10立方メートルを乗じて得た水量」（改正後の条例第18条第2項において準用する場合にあつては、「の数に20立方メートルを乗じて得た水量）」とする。

提案理由

料金の適正化を図る等の必要があるので提案する。